

■議案第2号 四万十町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

十和複合施設の完成に伴い、十和総合支所の位置を変更します。

【改正の内容】

十和総合支所の位置を「四万十町十川 1 5 1 番地 1」から「四万十町十川 1 4 5 番地 3」に変更します。

【新旧対照表】

改正前		
(名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
四万十町十和総合支所	<u>四万十町十川 151 番地 1</u>	合併前の十和村の区域
(略)		

改正後		
(名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
四万十町十和総合支所	<u>四万十町十川145番地 3</u>	合併前の十和村の区域
(略)		